

第一〇六号

麻薬会議十三日終了直ニ署名ヲ了セリ同日中署名国当方ノ
外英仏独伊等二十七

3 バンコック国際阿片会議

430 昭和5年10月1日 在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より
幣原外務大臣宛(電報)

タイ政府による極東阿片会議のバンコック開
催申出について

ジュネーヴ 10月1日後発
本 省 10月2日前着

第一〇七号

極東阿片調査委員会報告調査後吸飲阿片ニ関シ関係国間ニ
会議ヲ開催スル筈ナルハ既ニ御承知ノコトナルカ本総会中
暹羅第一全権「バアンバイデア」(在英暹羅公使今回連盟総
会終了後帰国外務大臣就任ノ筈)ハ本国政府ト打合セノ上
来年十月乃至十一月頃盤谷ニテ同会議ヲ開催スルコトヲ申
出連盟事務総長之ニ同意セル由ニテ我方ノ内諾ヲ求メ来レ
リ英仏其ノ他ノ関係国モ異議ナキ模様ナリ

本件ハ一兩日中總會席上ニテ披露アル筈ナルニ付御含ミ置
テ請フ尚一月ノ理事会ニテ正式ニ決定スル筈ナリ

431 昭和6年4月28日 在パリ澤田連盟事務局長より
幣原外務大臣宛(電報)

極東阿片会議への米・中両国招請につき連盟
阿片部長より申越しについて

パ リ 4月28日後発
本 省 4月29日前着

第六一号

連盟事務局ニ於テハ来ル十一月盤谷開催ノ吸飲阿片会議
(三月四日付往信連本公普通第一七九号)ハ締約国ノ外米
及支那兩國ノ参加ヲ必要ナリトノ意見ニテ若シ締約国全
部ノ承認アルニ於テハ理事会ヨリ右兩國ニ対シ招請状ヲ
發送シ度キ処右諸否ニ関シ阿片部長ヨリ本邦政府ノ意見
ヲ承知シ度キ旨申越アリ何分ノ儀折返シ御回電ヲ請フ

432 昭和6年10月21日 在タイ矢田部(保吉)公使より
幣原外務大臣宛(電報)

極東阿片会議の議題について

第四〇号

バンコック 10月21日後発
本 省 10月21日後着

二十日常例会見日ニ際シ外務大臣ハ本使ノ質問ニ対シテ阿片会議々事要目ニ付テハ連盟ヨリ何等ノ通報ニ接シ居ラス右ハ多分 Ekstrand 氏自ラ携帶シ来ル事ナラン尤モ外務次官(暹羅首席代表)カ英国首席代表ニシテ連盟阿片委員タル Sir Malcolm ヨリ接受シタル書信ニ依レハ今回ノ會議ハ単ニ極東調査委員会ノ調査報告及建議ヲ検討スルノミナラス海牙及寿府兩条約ノ全体ニ亘リテ一切ノ問題ヲ審議スル筈ノ由ト語レリ棟居代表ノ携帶セル訓令ノ範圍ハ当方未詳ナルモ右ノ次第不取敢御参考迄

433 昭和6年11月9日 在タイ矢田部公使より
幣原外務大臣宛(電報)

極東阿片會議の開会について

バンコック 11月9日後発
本 省 11月9日後着

阿片第二号

英国代表ノ提議ニ基キ英仏蘭ノ三代表ヨリ成ル小委員会ヲシテ参加諸國ノ当面セル不正取引ノ実情認識ニ関スル共同声明案ヲ作成セシムルコトナレリ

(付記)

極東阿片吸食事情調査委員会ノ結論及提議ニ
関スル件

一、綜合的取締措置ノ必要

本項提議ノ主旨ニ異議ナシ

本邦ニ於テハ既ニ本提議ノ主旨ヲ実行シ阿片ノ不正取引取締上好結果ヲ得ツツアリ

二、阿片吸食問題ノ學術的研究

本項提議ニ異議ナシ

本邦ニ於テハ既ニ広ク阿片吸食問題ニ関スル學術的研究ヲ行ヒ特ニ台湾ニ於ケル阿片癮者ノ矯正方法ノ系統的研究及其ノ組織の実行ノ如キ阿片吸食問題解決上ニ多大ノ貢獻ヲ為スニ足ルヘキコトヲ確信ス

三、罂粟栽培ノ國際的統制

本項提議ノ根本主旨ニハ異議ナシ

阿片會議九日開會議長ニ暹羅代表副議長ニ和蘭代表ヲ互選ス十日ヨリ各國ノ阿片取締ノ実情ニ関スル説明ニ入ル筈

434 昭和6年11月13日 在タイ矢田部公使より
幣原外務大臣宛(電報)

極東阿片會議における討議手続きについて

付記 極東阿片事情調査委員会(エクストランド委員會)提案に対する我が方方針

バンコック 11月13日後発
本 省 11月14日前着

阿片第三号

十日及十一日ニ亘リテ各代表夫々自國最近ノ阿片取締ノ実情ニ関スル説明ヲ了シタル後「エクストランド」委員会ノ提議十九ヶ条ヲ(一)密輸問題(二)阿片吸食ノ取締及禁遏方法(三)阿片吸食慣習ノ防止方法(四)其他ノ問題ニ分類シテ順次討議ヲ行フ事トシ先ツ(一)ノ問題ニ関シ各國ノ実情経験ヲ説明スル事トナリ十二日十三日ニ亘ル秘密會議ニ於テ各國代表ノ忌憚無キ発表アリ殊ニ英仏ノ代表ハ支那ニ於ケル阿片生産及輸出ノ状況ニ付可ナリ具體的ノ説明ヲ与ヘタルカ其結果

但シ罂粟栽培ノ制限ハ吸食用阿片以外麻薬原料ノ需給及價格構成ニ重大ノ影響アリ阿片生産及消費國ニ広汎緊密ノ利害關係ヲ有スルヲ以テ之カ國際的措置ノ実行ハ最モ慎重ノ研究論議ヲ經ルヲ要スヘシ

四、阿片吸食原因禁絶方策ノ勵行

本項提議ニ異議ナシ

五、不正取引ノ防遏

本項提議ノ主旨ニハ異議ナシ

但シ取締ノ実行方法ハ各地域ノ実状ニ適應シタル措置ニ一任セラルルヲ却テ効果的ト認ム

六、官製阿片煙膏ノ鑑別

本項提議ノ主旨ニハ異議ナキモ実行方法ハ考慮ヲ要スヘシ

七、國際取引ノ統制

本項提議ニ異議ナシ

本邦ニ於テハ海牙条約及寿府協定ノ規定ニ遵ヒ国内法制ヲ改正整備セリ

八、専売阿片ノ売価引下

本項提議ノ主旨ニ異議ナシ

本邦ニ於テハ本項提議ノ主旨ニ依リ専売阿片ノ売価ヲ調節決定シツツアリ

九、小売官営

本邦ニ於ケル現行小売制度ハ格別弊害ナク運用セラレツツアルヲ以テ之ヲ本項提議ノ通小売官憲ノ制度ニ変更スル必要ヲ認メス

十、阿片現金売

本項提議ニ異議ナシ

本邦ニ於テハ既ニ実行シツツアリ

十一、個人消費量ノ統制

本項提議ニ異議ナシ

本邦ニ於テハ本提議ノ主旨ニ依ル制度ヲ実行シツツアリ但シ医師ノ検診ニ依ル吸食量ノ査定ノ医学的確実性ニ付テハ猶研究ノ余地アリト認ム

十二、未成年者ノ阿片吸食禁止

本項提議ニ賛成ス

十三、阿片煙館ノ拡張及官営

本項提議ハ各地域ノ事情ニ依リ実行ノ適否ヲ考慮セラルヘク本邦トシテハ此ノ際賛否ノ意見ヲ留保ス

ヘク本項提議ノ如キ機関ノ特設ノ要ヲ認メス

十九、年報ノ提出

本項提議ニ異議ナシ

二十、海牙条約及寿府協定ノ改訂

第一条第三項 現行第三号規定ニ準スル除外例ヲ存置シ提案通り改正スルモ敢テ異議ナシ

第二条 異議ナシ

第三条 異議ナシ

第四条 小売店及煙館ノ官営化ト関連スルヲ以テ本提案

ニ対シテハ賛否ノ意見ヲ留保ス

第五条 本条修訂ハ煙灰ノ有害程度及取締ノ難易ニ付慎重研究ノ上可否ヲ決定セラルヘシ

第六条 本規定ニ関シ転向ノ問題ヲ考慮スルコトハ異議ナシ

第七条 本条但書削除ニハ異議ナシ

第八条 情報交換ノ範圍ヲ拡大スル主旨ニ於ケル修訂ハ異議ナキモ之カ奨励ヲ極東局ニ委嘱スルコトハ其ノ必要ヲ認メサルヲ以テ其ノ主旨ノ改正ハ賛成シ難シ

第九条 犯罪人処罰ニ関スル国内法制ノ根本ニ関スル間

十四、阿片煙管ノ取締及消費
本項提議ノ主旨ニ異議ナシ

十五、煙灰ノ取締

煙灰ノ有害性ニ付テハ尚研究ノ余地アリ且之カ有効ナル取締ハ著シク困難ト認メラルヲ以テ本項提議ノ実行ノ適否ハ更ニ考慮ヲ要スヘシ

十六、阿片癮者ノ治療

本項提議ニ異議ナシ

本邦ニ於テハ既ニ有効ナル治療方法ヲ実施シ好結果ヲ挙ケツツアリ只本提議ニ於ケル強制治療制度ノ実行ハ各地域ノ実状ニ応シ採否ヲ決定セラルヘキモノト認ム

十七、阿片收入

本項提議ノ阿片收入ヲ阿片関係支出ニ充当スヘシトスル根本主旨ニハ異議ナシ但シ予算面上阿片收支ノ対照ヲ容易明瞭ナラシムル為特別ノ一項ヲ設クルコト又ハ經常予算ヲ阿片收入ヨリ独立セシムル形式ヲ採用スルコトハ実益ニ乏シク本邦ノ予算制度ノ形式及實質上実行至難ナリ

十八、國際連盟極東阿片中央局ノ設置
阿片取締ハ各關係国ノ相互の直接協力ニ依リ実行セラル

題ニシテ本邦ニ於テハ目下慎重審議中ニ属スルヲ以テ此ノ際本条改訂ニ付テハ賛否ノ意見ヲ確定シ難シ

第十条 本条改訂ニ異議ナシ

435 昭和6年11月17日 在タイ矢田部公使より
幣原外務大臣宛(電報)

阿片密輸關係諸問題に関する討議状況について

阿片第四号
バンコック 11月17日後発
本 省 11月18日前着

十三日ヨリ十六日ニ亘リ往電第三号議題第一類密輸關係諸問題(「エクストラランド」委員会勧告第一、三、五、六、七、八)ヲ討議シタルカ第一及第七ノ原則的提議ニ付テハ何等討議ヲ行ハス第三罂粟栽培制限問題ニ関シテハ過般連盟總會ニ於テ既ニ決定済トナリ居ルニ付本會議ニ於テ特ニ再議ノ必要ナク唯連盟總會ノ決定ヲ支持スルコトトナリ第三ノ内生阿片ノ買付協定ニ関シテハ種々機微ナル問題アルニ依リ之カ討議ヲ留保セリ
第五密輸取締問題ニ付テハ近接關係諸国ノ取締当局ノ定期

会合ヲ催スヘシトノ提議アリ専門家間ニ意見交換ノ結果定期的情報交換ノ程度ニ止ムルコトナレリ又第五ノ内密輸犯人及未成年ノ吸食誘引者嚴罰ノ趣旨承認セラレ日英仏蘭ノ代表ヨリ成ル起草委員会ニ付託シテ決議案ヲ起草セシムルコトナル

第六秘密物質混入ノ件ハ日本及暹羅ヲ除ク外既ニ実行シ居リ且右兩國ハ何レモ本条ノ趣旨ニ合致スル適當ノ方法ヲ講シ居ルニ付之ヲ其儘トスルコトニ一致シタリ

第八小売値段引下ノ提議ハ密輸防止上幾分ノ効果アルヘキコトヲ承認スルモ引下ノ結果却テ消費料ヲ増加スル傾向アリトノ理由ノ下ニ討議ヲ打切りタリ

尚十七日ヨリ議題第二類阿片吸食ノ取締及禁遏方法ニ関シテ討議中ナリ

436 昭和6年11月19日 在タイ矢田部公使より
幣原外務大臣宛(電報)

台湾における阿片の販売制度などに関する討議状況について

バンコック 11月19日後発
本 省 11月20日前着

尚前記台湾元売捌キ問題ハ至急台湾へ転電アリタシ

437 昭和6年11月24日 在タイ矢田部公使より
幣原外務大臣宛(電報)

一般討議の終了について

バンコック 11月24日後発
本 省 11月25日前着

阿第七号

前電後二十四日迄ニテ各問題ニ付一般討議ヲ了シタルカ勸告第十吸食具消毒及所持特許ノ件ハ否決セラレ勸告第十五「ドロツス」回収ニ付テハ「ドロツス」ノ簡單ナル検査法ヲ研究スルコト先決問題ナル趣旨ノ決議案ヲ作ルコトナリ勸告第二科学的研究ノ趣旨ヲ認メ是亦決議案ヲ作ルコトナル勸告第十八極東阿片局設置案ハ大体否決セラレ関係国間ノ協調促進ニ付考量スル意味ノ何等カノ決議ヲナスニ至ルヤモ知レス勸告第十九特別報告提出ノ件ハ承認セララ次ニ第三類吸食癮防止関係諸問題中勸告第四ヲ承認シ第十七計算問題ハ其趣旨ニ異議ナキモ実行不可能ナルニ付阿片

阿第五号

十七日ヨリ議題第二類ニ入り調査委員会勸告第九小売官営問題ニ関シテ寿府協定第一条第三号末段ノ除外例ヲ存シテ之ヲ認ムル趣旨ノ決議案ヲ作成シテ更ニ討議スルコトナレリ尚本問題ニ関連シ寿府協定第一条ニ付各国ニ於ケル実施状況審議中英代表ヨリ台湾ノ阿片元売捌制度ハ同条ノ第一号ニ抵触セサルヤトノ質疑ヲ提起シ之ニ対シ台湾ノ元売捌ニハ政府ノ指定ニ依リ専売機関ノ一部トシテ阿片分配ニ任スルモノニシテ一般ノ營業ト性質ヲ異ニスルノミナラス収入略一定シ居ル旨ヲ以テ本邦ニ於ケル郵便取扱所ノ例ヲ引用シテ説明ヲ加ヘ會議ノ了解ヲ得タリ

勸告第十一ノ内登録ニ関シテハ未タ何等登録制度ヲ実施シ居ラサル国ニ対シテ適當ノ方法ニテ之ヲ実施スルコトヲ勸告スル趣旨ノ勸告試案ヲ議長ヨリ呈示シテ再議スルコトナリ特許制度ニ関シテハ仏国、葡萄牙ノ反対アリタルモ結局未タ本制度ヲ実施シ居ラサル国ニ対シ之カ実施方考慮ヲ促カス趣旨ノ勸告案ヲ作成改メテ討議ヲ行フコトナリ勸告第一三癮患問題ハ暹羅ヲ除キ全部反対意見ヲ開陳シタル結果「ドロップ」セラレタリ

關係収支ノ概算表ヲ阿片年報ニ付属スルコトナリ勸告第十二ニ付テハ二十一歳以下ノモノノ吸食ヲ法令ヲ以テ禁止スルコト又勸告第十八法規上現金小売制度ヲ確立スルコトニ決シ勸告第十六矯正問題及同第一ニ付テハ勸告案ヲ起草スルコトナレリ尚勸告第九小売官営第十二及第十八協定改正案其他ハ議定書案トシテ取纏メ二十五日起草委員会ニ付託審議セシメ更ニ之ヲ二十六日ノ一般會議ニテ討議決定シタル上二十七日調印閉会スル予定ナリ

438 昭和6年11月27日 在タイ矢田部公使より
幣原外務大臣宛(電報)

本會議において決定された協定、議定書および共同声明の概要について

バンコック 11月27日後発
本 省 11月27日前着

阿第八号

起草委員会起草ノ各案ヲ二十六日本會議ニ付議シ左ノ通り議了セリ
第一

(一) 小売官営（日本ノ如キ有効ナル專許制度ヲ実施スル国ヲ除ク）

(二) 阿片現金販売ヲ法定スルコト

(三) 二十一歳以下ノ者ノ吸飲禁止

(四) 未成年者吸飲有罪嚴罰

(五) 同一国所屬各領域ノ専売局相互間ノ煙膏供給ヲ許ス為「ゼネバ」協定第六条第一項ノ例外ヲナス規定ヲ設クルコトノ五項ヲ含ム協定ヲ作ルコト尚右協定ニハ「ゼネバ」協定第十三条ト同様ノ規定ヲ設クルコト

第二

最終議定書ニ掲クヘキ左記勸告十一項ヲ採択セリ

(一) 罂粟栽培制度ヲ目的トスル国際協約成立ノ為必要ナル措置ヲ採ルコトノ勸告

(二) 特許及吸飲量指定制度採用可能性考究ノ勸告

(三) 登録制度採用ノ勸告

(四) 吸飲習癖ノ原因ヲ除ク為ノ施設改良ノ勸告

(五) 阿片収入ト阿片取締及吸飲原因排除ノ目的ヲ有スル諸支出ノ見積ヲ阿片年報ニ付屬セシムルノ勸告

(六) 密輸主謀者ハ必ス体刑ヲ課スル法規制定ノ勸告（日本ト

シテハ現行法制ニテ運用ニ差支ヘナク殊ニ台湾阿片令第一三条第二号ノ規定ニ鑑ミ直ニ之カ改正ヲ避クル為本項保留セリ）

(七) 煙塊ヲ政府ニ回収ノ實際的措置実施ノ勸告（台湾ノ如キ臨検警察官カ廃棄セシムルモノハ之ヲ政府回収ト認ム）

(八) 府府協定第八条情報及意見交換ノ取極ヲ阿片禁遏ニ関スル総テノ問題ニ拡張スル事ノ勸告

(九) 癮者矯正ニ必要ナル適當施設ノ勸告

(十) 阿片問題ニ関連スル科学的研究（研究題目省略ス）ノ勸告
(十一) 阿片取締ニ関スル報告様式ヲ阿片諮問委員会ニ委託作成スル事ノ勸告

第三

「エクストラランド」委員会報告ノ指摘セル支那ニ於ケル罂粟栽培及不正取引ノ旺盛ナル事実ヲ本年一月連盟理事会ニ於テ支那代表カ否認シタルニ対シ本會議參加諸国ノ認識シタル前記事実ヲ列挙シテ右報告ヲ支持スル意味ノ共同声明案ヲ決定シタリ

右ニ関シ阿片ノ生産及不正取引ノ現状ヲ記録スル事ヲ必要ト認メタル旨最終議定書ニ挿入スル事

第四

関係諸国不正取引取締当局間ノ協調保持ノ為ニスル情報交換方法ヲ本會議ニ出席セル関係官間ニ於テ作成セル旨ヲ最終議定書ニ掲載スル事（情報交換方法及情報事項等ヲ談合シタルモノニシテ日本ニ取りテハ差当リ直接関係少シ）

439

昭和6年11月28日

在タイ矢田部公使より
幣原外務大臣宛（電報）

阿片吸飲防止協定および同議定書の調印について

付記一

昭和十一年九月一日付有田（八郎）外務大臣

より廣田（弘毅）総理大臣宛条一機密第五六四号

阿片吸飲防止協定の批准奏請

二

阿片吸飲防止協定説明書

三

昭和十一年十一月一日付村上（恭一）枢密院

書記官長より平沼（騏一郎）枢密院議長宛

阿片吸飲防止協定批准審査報告

四

昭和十一年十一月二五日枢密院本會議々事録

阿第九号

二十七日午後往電阿第八号ノ協定及最終議定書ノ調印ヲ了シタル上閉会セリ

（付記一）

条一機密第五六四号

昭和十一年九月十四日

外務大臣 有田 八郎

内閣総理大臣 廣田 弘毅殿

阿片吸飲防止ニ関スル協定御批准奏請ノ件

昭和六年十一月二十七日「バンコック」ニ於テ帝國全權委員カ関係各国全權委員ト共ニ署名シタル阿片吸飲防止ニ関スル協定御批准ノ儀ニ関シ別紙^{（省略）}ノ通上奏致候条可然御取計相成度此段及請議候也

追テ協定正文及訳文並ニ参考トシテ最終議定書ノ仏、英文及訳文各五部添付致置候

バンコック 11月28日前発
本省 11月28日後着

(付 記二)

阿片吸食防止ニ関スル協定説明書

今回御批准奏請ヲ致シマシタ阿片吸食防止ニ関スル協定ニ付御説明申上ケマス

先ツ本協定締結ニ至リマシタ由來ヲ申上ケマス阿片ニ関スル国際条約ニハ明治四十五年(千九百一十二年)ノ「ヘーグ」国際阿片条約及大正十四年(千九百一十五年)ノ「ジュネーヴ」第一阿片会議協定ノ二ツカアリマスカ阿片吸食ノ防止及不正吸食取締ニ関スル諸般ノ措置ハ猶ホ不充分デアリマシタ処千九百二十八年ノ第九回国際連盟總會ハ英国ノ提議ヲ容レマシテ極東ニ於ケル阿片吸食事情ヲ調査スル為三名ノ調査委員ノ任命方ヲ理事会ニ勧告スル決議ヲ致シマシタ右ニ基キ千九百二十九年三月理事会ニ依リ任命ヲ見マシタ委員會ハ極東阿片吸食状況ヲ詳サニ視察調査シ千九百三十年其ノ報告ヲ連盟ニ提出致シマシタ然ルニ一方「ジュネーヴ」協定第十二条ニ於テ締約国ハ「ヘーグ」条約第二章(阿片煙膏)及「ジュネーヴ」協定ノ適用ニ関スル状況ヲ時々共同シテ審議スルコトヲ約スト共ニ其ノ第一回会合ハ遅クトモ千九百二十九年中ニ開カルヘキコトヲ取極テ居リマシタ

片小売及分配ハ之ヲ政府ノ店舗又ハ政府ノ監視ノ下ニ管理セラルル店舗ニ依リ行フコトヲ要スヘキコトト致シマシタ又寿府協定第二条ハ未成年者ニ対スル阿片販売禁止及未成年者ノ阿片吸食習慣伝播阻止ノ為手段ヲ執ルヘキコトヲ規定致シテ居リマス如何ナル手段ヲ講スヘキカト云フコトヲ定メテ居リマセン又未成年ナル用語モ地域異ナルニ從ヒ相違シマスノテ新協定第二条ニ於テ成年ヲ二十一歳ト定メ二十一歳未満ノ者ノ阿片吸食及吸食所出入ヲ禁止シ且二十一歳未満ノ者ニ対スル阿片吸食、吸食所出入又ハ阿片取得ノ誘引及幫助行為ヲ嚴重処罰スヘキ法令ヲ設クルコトヲ規定致シテ居リマス又「ジュネーヴ」協定ニハ阿片煙膏ノ販売方法ニ関シ別段規定カアリマセンテシタカ新協定第三条ヲ以テ阿片煙膏ハ現金ノミニ依リ販売スヘキコトヲ新ニ規定致シマシタ尚「ジュネーヴ」協定(第六条)ハ生阿片及煙膏ハ阿片煙膏カ吸食ノ為輸入セラルル属地又ハ領域ヨリ之ヲ輸出スルコトヲ禁止致シテ居リマスカ新協定(第四条)ハ同一国ニ属スル各領域ハ互ニ独占事業ノ工場ヨリ阿片煙膏ノ供給ヲ受ケ得ルコトヲ規定致シマシタ以上カ本協定ノ主タル内容デアリマス

カ只今申上ケマシタ通り当時委員會カ極東ニ派遣中デアリマシタノテ遂ニ同年中ハ其ノ会合ハ之ヲ見ス翌千九百三十年ニ至ツテ委員會ノ報告カ提出致サレマシタノテ暹羅國ハ自國ニ於テ本件會議ヲ開催シタイ希望ヲ申出テ連盟總會モ之ヲ容レ會議ハ千九百三十一年十一月九日ヨリ同月二十七日ニ亘リ盤谷ニ於テ開催セラルルコトナリマシタ之ニ参加致シマシタ國ハ日、英、仏、蘭、葡、暹、印度ノ七ヶ國デアリマシテ米國ハ「オブザーバー」ヲ出席サセマシタ會議ハ前ニ申上ケマシタ極東阿片調査委員會ノ結論及提言ヲ議題ト致シマシテ討議ノ結果出来上リマシタモノカ茲ニ御批准ヲ奏請致シマシタ協定デアリマス

本協定ハ前ニ申上ケマシタ二条約ノ補足協定トモ云フヘキモノデアリマスカ直接ニハ「ジュネーヴ」協定ヲ補足致シテ居ルモノデアリマス其ノ内容ヲ説明致シマス即チ「ジュネーヴ」協定第一条第三項ニ於キマシテハ阿片ノ小売及分配ハ行政官庁ニ依リ有効ナル監視カ行ハレ得ル地方ニ於テハ試験的ニ行ハルコト又其ノ他ノ場所ニ於テハ政府ニ依リ特許セラレタル者ニ依リテノミ行ハルヘキコトヲ規定シテ居リマスカ新協定第一条ハ右試験的ノ制度ヲ放棄シ阿

我国ハ国際連盟ヨリ脱退致シマシタケレトモ人道的平和的事業ニ関シマシテハ国際連盟ト其ノ理想ヲ同シクスルモノデアリマス從テ本件協定ノ如キ人道的企圖ニ対シマシテハ協力ヲ拒ムモノテハアリマセン加之我國ハ前ニ申上ケマシタ二条約ノ締約國デアリマスノミナラス本協定ハ右二条約ヲ補足シテ居ルモノデアリマスカラ其ノ關係カラ申マシテモ本協定ニ参加シテ置ク方カ諸般ノ点ヨリ見テ有益デアルト思ヒマス

本協定ハ其ノ効力ヲ發生スル為ニハ締約國全部ノ批准ヲ要シマス処我國以外ノ締約國ハ既ニ之ヲ了シテ居ルノデアリマス御批准奏請カ遅レマシタノハ連盟脱退後連盟ト密接ナル關係カアリマス同時ニ將來連盟トノ協力關係ノ基調トナリマスニコロノ麻薬ノ製造制限及分配取締ニ関スル條約ノ御批准ヲ俟ツテ居リマシタ關係ト且又必要ナル国内法改正手續上ノ理由カラデアリマス

是等ノ事情御諒察ノ上本協定ノ御審議ヲ煩シ度イ次第デアリマス

(付 記三)

阿片吸食防止ニ関スル協定御批准ノ件審査報告

謹テ今回御諮詢ノ阿片吸食防止ニ関スル協定御批准ノ件ヲ審査スルニ現ニ帝國ノ加盟セル阿片ノ取締ニ関スル國際取極中ニハ全般ノ取締ヲ目的トシ明治四十五年(千九百十二年)二月「ヘーグ」ニ於テ多数国全權委員ノ署名シタル國際阿片条約及特ニ東亞ニ於ケル取締ヲ目的トシ大正十四年(千九百二十五年)二月「ジュネーヴ」ニ於テ日本、英吉利、印度、仏蘭西、和蘭、葡萄牙及暹羅ノ七国全權委員ノ署名シタル第一阿片會議ノ協定アリ此ノ「ジュネーヴ」協定第十二条ニハ締約国ハ前記「ヘーグ」条約中阿片煙膏ニ関スル条項及「ジュネーヴ」協定ノ適用状況ヲ共同審議スル為メ遅クトモ昭和四年(千九百二十九年)中ニ第一回ノ会合ヲ開クヘキコトヲ規定シタルモ同年ニ於テハ阿片吸食事情ノ調査ノ為メ予テ國際連盟ヨリ東亞ニ派遣中ナリシ委員ノ報告未タ提出セラレサリシニ因リ右会合ノ開催ヲ見ルニ至ラサリシカ其ノ翌年該委員ノ報告提出セラレタルヲ以テ國際連盟理事会ハ暹羅國ノ招請ヲ受諾シ昭和六年(千九百三十一年)十一月「バンコック」ニ於テ右会合ヲ開クヘキコトヲ決議シタリ斯クテ開催セラレタル會議ニ於テハ前記「ジュ

ネーヴ」協定ノ加盟七國ノ代表者ノ参加ニ依リ右調査委員ノ報告ヲ基礎トシテ審議ヲ遂ケ「ジュネーヴ」協定ノ条項ヲ補足スル為メ新ニ一協定ヲ作成シ同月二十七日帝國全權委員ハ關係各國全權委員ト共ニ之ニ署名シタリ是レ本件ノ協定ナリ

本協定ハ前文及末文ノ外七条ヨリ成ル今其ノ要旨ヲ前ノ「ジュネーヴ」協定ノ条項ト对照シテ摘示スレハ左ノ如シ
(一)「ジュネーヴ」協定ニ於テハ阿片ノ小売及分配ハ吸食者及吸食量許可ノ制ニ依リ之ヲ規律スルニ非サレハ試験的ニ行政官庁ノ監視ノ下ニ一定ノ俸給ヲ受ケ売上歩合ヲ給セラレサル者ヲシテ之ヲ取扱ハシムルカ然ラサレハ政府ノ特許ヲ受ケタル者ヲシテ之ヲ取扱ハシムヘキモノトシタルモ(第一条第三項)本協定ニ於テハ吸食者及吸食量許可ノ制カ実施中ナルカ又ハ暫定的措置トシテ専売局ノ管理ニ係ル販売所カ存続スルニ非サレハ阿片ノ小売及分配ハ政府ノ店舗又ハ政府ノ任命ニ係ル且一定ノ給与ヲ受ケ売上歩合ヲ給セラレサル者カ政府ノ監視ノ下ニ管理スル店舗ニ於テ之ヲ取扱フヘキモノトス(第一条)

(二)「ジュネーヴ」協定ニ於テハ未成年者ノ阿片吸食ノ禁止

ニ関スル条項ヲ設ケタルモ成年ノ年齢ヲ一定スルコトナキニ由リ(第二条及第三条)本協定ニ於テハ締約國ハ二十一歳未満ノ者ノ阿片ヲ吸食スルコト及吸食所ニ入ルコトヲ禁止スヘキ旨ヲ定ムルノ外(第二条第一項)更ニ二十一歳未満ノ者ニ對シ阿片ヲ吸食シ吸食所ニ入り又ハ阿片ヲ取得スルコトヲ誘引又ハ幫助スル所為ヲ犯罪トシ之ニ監禁刑ヲ含ム嚴重ナル刑罰ヲ科スルノ法規ヲ制定スヘキ旨ヲ定ム(同条約二項)

(三)本協定ハ締約國ニ於テ現ニ一般ニ慣行トシテ実施セララル阿片煙膏ノ現金売ヲ成文法上ノ要件トスヘキ旨ノ新条項ヲ加フ(第三条)

(四)「ジュネーヴ」協定ニ於テハ阿片煙膏ノ輸出通過又ハ積換ヲ嚴重ニ制限シタルモ(第六条第一項及第二項)本協定ニ於テハ阿片煙膏製造ノ取締ヲ一層嚴重ナラシムル為メ右ノ制限ヲ少シク寛和シ同一國ノ各領域ニ於ケル政府ノ独占事業ハ相互ニ阿片煙膏ノ供給ヲ受クルコトヲ得ルモノトス(第四条)

(五)本協定ハ「ジュネーヴ」協定(第十三条)ト同シク阿片煙膏ノ使用ヲ一時的ニ許容スル締約國ノ東亞ノ屬領ニノミ

之ヲ適用スルモノトシ其ノ保護權ノミヲ行使スル地域ニ関シテハ本協定ノ批准ノ際之ヲ除外スル旨ノ宣言ヲ為シ後日更ニ之ヲシテ本協定ニ加入セシムルノ手續ヲ執ルコトヲ得ルモノトス(第五条)

(六)本協定ハ仏英兩國語ノ本文ヲ以テ正文トシ批准ヲ要シ批准書ハ之ヲ國際連盟事務總長ニ寄託スヘク本協定ハ一切ノ締約國ノ批准アリタルトキ事務總長カ最後ノ批准書ヲ受領シタル後九十日目ヨリ之ヲ実施スヘク事務總長ハ右實施ノ日ニ於テ本協定ヲ登録スヘキモノトス(第六条)又各締約國ハ國際連盟事務總長ニ對スル一年前ノ予告ヲ以テ本協定ヲ廢棄スルコトヲ得ルモノトス(第七条)

本協定ノ署名ニ際シテ印度全權委員ハ本協定ノ適用地域ニ関シ暹羅國全權委員ハ阿片ノ小売專売制度ニ関シ夫々留保ヲ為シタリ

本協定ト共ニ參考トシテ下付セラレタル最終議定書アリ該議定書ニハ會議ノ顛末ヲ記載スルノ外阿片ノ取締ニ関シ會議ノ採択シタル勸告數件ヲ列記シタリ

外務當局ノ調査ニ依レハ本協定ハ其ノ署名國中我國ヲ除クノ外英、印、仏、蘭、葡、暹ノ六國ニ於テ既ニ其ノ批准ヲ

了シタリ

帝国ニ在リテハ本協定ハ其ノ第五条第一項ノ規定ニ依リ台湾及関東州ニノミ適用セラルヘキモノニシテ之ヲ此等ノ地域ニ実施スルニ伴ヒ関係ノ国内法令ニ相当ノ改正ヲ加フルノ必要アリ乃チ当局ニ於テハ台湾阿片令(律令)及関東州阿片令(勅令)ニ夫々一部ノ改正ヲ施スヘク既ニ其ノ成案ヲ得タルヲ以テ之ト相並テ茲ニ本協定ノ御批准ヲ奏請スルニ至リシモノニシテ今日本協定ノ署名ノ時ヨリ五年ヲ経過シ御批准奏請ノ手續ノ遅延シタルハ当局ノ弁明ニ依レハ帝国ノ国際連盟脱退後連盟所屬ノ阿片関係諸委員会ニ於ケル帝国ノ地位ヲ確保スルノ措置ヲ執リタルト本協定ノ実施ニ伴フヘキ前記国内法令ノ改正ヲ準備スルトニ時日ヲ要シタルカ為メ外ナラサルナリ

按スルニ本件ノ協定ハ関係国会議ノ成果ニ係リ東亞ニ於ケル阿片ノ取締ニ関スル現行ノ協定ヲ補足シ国際協力ニ依リテ阿片吸食ノ悪習ヲ一層有効ニ防止セントスルノ目的ニ出ツルモノニシテ其ノ趣旨ニ於テ固ヨリ不可ナキノミナラス其ノ条項ニ於テモ別ニ指摘スヘキ廉ヲ認メス而シテ帝国以外ノ関係諸国ハ皆既ニ之カ批准ヲ了シ且帝国ニ於テ之カ実

別ニ説明員トシテ

法制局 次田長官、森山第一部長、佐藤参事官

外務省 堀内次官、栗山条約局長、東郷欧亜局長、

阪本条約局第三課長、松本条約局第一課長、

下田事務官

拓務省 植場管理局長、赤木警務課長

対滿事務局 青木次長、山越行政課長

一、議事要旨

午前十時十分

天皇陛下親臨ノ下ニ開会

平沼議長 開会ヲ宣シ、恒例ニ依リ第一読会及議案朗読ヲ省略スベキ旨ヲ述ブ

村上書記官長 別紙ノ通審査報告ヲ為ス

元田顧問官 唯今ノ審査報告ニ依レバ政府ハ帝国ノ国際連盟脱退後連盟所屬ノ阿片関係諸委員会ニ於ケル帝国ノ地位ヲ確保スルノ措置ヲ執ラレタル趣ナルガ、本件ニ関シテハ前回ノ麻薬条約御批准ノ際ニ留保声明ヲ付シタル次第モアリ、政府当局ガ右地位ノ保持ニ関シ如何ナル措置ヲ執ラレタルモノナリヤ御説明ヲ願ヒタシ

施ニ伴フヘキ国内法令改正ノ準備既ニ成レルカ故ニ此ノ際之ヲ批准アラセラルコト至当ナリ仍テ本件ハ此ノ儘之ヲ可決セラレ然ルヘシト思料ス
右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス

昭和十一年十一月十八日

枢密院書記官長 村上 恭一

枢密院議長男爵 平沼 騏一郎殿

(付 記 四)

枢密院本会議議事録

一、阿片吸食防止ニ関スル協定御批准ノ件

一、昭和十一年十一月二十五日

一、出席者

枢密院側

平沼、荒井正副議長外各顧問官(石黒、石井、栗野ノ

三顧問官欠席)及村上書記官長、堀江、武藤各書記官

政府側

廣田首相、有田外相、永田拓相、寺内陸相(対滿事務

局總裁)外各国务大臣

栗山条約局長 麻薬ノ製造制限及分配取締ニ関スル条約

ノ御批准奏請ニ先チ、御承知ノ如ク帝国政府ハ関係国ニ対シ帝国ノ連盟阿片関係諸委員会ニ於ケル地位ノ維持ニ関スル留保宣言ヲ為シ関係各国ノ態度ヲ見送り居リタル処、関係国ニ於テモ右帝国政府ノ留保ニ異議ナキコト見極メ付キタルヲ以テ、客年四月十七日前記留保宣言ヲ付シタル儘右条約ノ御批准ヲ仰ギ同年六月三日御批准書ノ寄託ヲ了シタリ

其ノ後前記連盟諸委員会ニ関シテハ帝国ハ實際上連盟脱退以前ト同様ノ地位ヲ占メ居リ、在「ジュネーヴ」帝国官憲ハ連盟事務局ト密接ナル連絡ヲ保チ協力ヲ続ケ居ル次第ナリ

河合顧問官 最終議定書決議第六ニ「日本国代表ハ台湾ニ関シテハ本決議ヲ受諾シ能ハサル旨声明セリ」トアル処如何ナル理由ニ依リ斯カル留保ヲ付シタルモノナリヤ

植場管理局長 台湾ニ於テハ従来阿片ノ不正取引者ニ対シ罰金刑ヲ科シテ取締上相当ノ成績ヲ挙げ来リタルニ鑑ミ、不正取引者ニ対シ監禁刑ヲ科スベキコトヲ勧告

セル本決議ニ対シ罰金刑ヲ併科スルモ可ナルベシトノ
見地ヨリ前記声明ヲ為シタル次第ナリ
河合顧問官 台湾律令ノ規定ハ如何ニナリ居ルヤ
植場管理局長 懲役又ハ罰金刑ヲ科スベキ旨ヲ規定シ居
レリ

右ヲ以テ質疑ヲ終リ採決ニ入り満場一致ヲ以テ本件可決ヲ
見タリ
尚本件ニ引続キ關東州阿片令中改正ノ件ノ審議行ハレ別ニ
質問ナク可決セラレタリ

六 雜 件

1 國際法典編纂會議

440 昭和2年9月27日 在ジュネーヴ連盟三全権より
田中外務大臣宛(電報)

國際法典編纂會議の開催に關する連盟總會決
議について

ジュネーヴ 9月27日後発
本 省 9月28日前着

第二三号

第八回連盟總會ハ九月二十七日終了セリ

今回ノ總會ニ於テ討議ノ中心トナリシ問題ハ軍縮問題並ニ
國際經濟會議ニ關スルモノナル処總會決議中重要ナルモノ
左ノ通

(一)軍縮問題ニ關シテハ

(イ)波蘭案提案通り可決

(ロ)仏独蘭案ヲ折衷シ軍縮準備委員會内ニ安全保障問題研
究ノ委員會ヲ新ニ設置スルコトナレリ

(ハ)兵器民営問題ニ關シテハ特別委員會カ研究ヲ進メ成ル
ヘク速ニ國際會議ノ開催ヲ希望ス

(ニ)經濟會議ニ關シテハ連盟經濟部ノ改造問題討議ノ結果從
來ノ經濟委員會ノ人数ヲ十五名トシ存続スル外經濟會議
決議遂行ノ為新ニ約三十五名ヨリ成ル經濟諮問委員會ヲ
構成シ前者ト併立スルコトニ決定セリ

(三)國際法典編纂ノ為先ツ国籍、領水及國家責任ノ三問題ニ
關シ國際條約締結ノ趣旨ヲ以テ一九二九年海牙ニ於テ連
盟主催ノ下ニ會議開催ノコトニ決定セリ

(四)連盟會館築造ニ關シ既ニ提出セラレタル建築案第一等九
中ヨリ一ヲ選フ目的ヲ以テ審査委員會設置セラレ安達大
使右委員長トナレリ

尚其他ノ問題ニ關シテハ詳細文書報告ス